

受注型企画旅行 取引条件説明書面・契約書面

本書面は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」であり、旅行契約が成立した場合には、同法第12条の5および当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）第9条第1項に定める「契約書面」の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

(1) 「受注型企画旅行契約」（以下「契約」といいます。）とは、やんばるツーリスト（北部港運株式会社、以下「当社」といいます）が、お客様の依頼により、旅行の目的地および日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容ならびにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。(2) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、別途交付する企画書面（旅行日程表、旅行サービスの内容、旅行代金等）、ご出発前にお渡しする確定書面、および当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）等によります。(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. お申込みと契約の成立時期

(1) 当社が交付した企画内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が定める申込金とともに提出していただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。(2) 通信契約の申込み: 当社と提携するクレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます）より、「署名なくして旅行代金等の支払いを受けること」を条件に、電話、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みを受けることがあります。（以下「通信契約」といいます）(3) 電子交付（IT交付）: 当社は、あらかじめお客様の承諾を得た上で、旅行条件書や契約書面等の代わりとして、電子メール、WEBサイト等の電子情報処理組織を利用する方法により、書類を交付することがあります。(4) 契約の成立時期:

- 窓口等での契約: 当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 通信契約: 当社が承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します。ただし、電子メール等の電子通知による場合は、その通知がお客様のサーバー等に到達した時に成立します。(5) 氏名の正確性: 申込書の氏名（ローマ字・カタカナ）や性別は正確にご記入ください。氏名等の訂正には、関係機関の実費および手数料ならびに当社変更手数料（11,000円/税込）を申し受けます。訂正が認められないことによる契約解除時は第11項に準じた取消料をいただきます。

3. お申し込み条件

(1) 年齢区分: 旅行開始日当日を基準とし、満12歳以上は「おとな」、満6歳以上12歳未満は「子供」、満3歳以上6歳未満は「幼児」代金となる場合があります。(2) 未成年者: 18歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。(3) 特別な配慮: 心身に障がいのある方、慢性疾患、食物アレルギー、妊娠中の方などは、その旨をお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。介助者の同行や医師の診断書の提出を条件としたり、手配ができない場合はお申し込みをお断りすることがあります。(4) 搜索活動: 指定場所に無連絡で現れず、当社が安全確保のために搜索活動（関係機関への協力要請等）を行った場合、その経費（交通費、通信費等）はお客様負担となります。

4. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。(1) 当社の業務上の都合があるとき。(2) 通信契約においてカード決済ができないとき。(3) 他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。(4) お客様が反社会的勢力であると認められるとき、または当社に対して暴力的な要求等を行ったとき。

5. 確定書面（最終日程表）の交付

確定した旅行日程、運送・宿泊機関の名称を記載した確定書面は原則として、旅行開始日の7日前（ピーク時は5日前）までに交付します。 ※ピーク時：4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日

6. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（特に明記のない限りエコノミークラス）、送迎バス料金、観光料金、宿泊料金（2名1室基準）、食事代、手荷物運搬料金（規定内）、および企画料金。上記費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません（権利放棄）。

7. 旅行代金に含まれないもの

個人的諸費用（飲食、洗濯、電話代等）、超過手荷物料金、空港施設使用料、宿泊税、オプションツアー料金、自宅から発着地までの交通費、治療費、特別な配慮に要した費用など。

8. 旅行代金の変更

利用運送機関の運賃改定や、当社の責によらず利用人員が変更となったときは、代金を増減することがあります。増額の場合は出発日の15日前までに通知します。

9. 契約内容の変更

(1) お客様からの変更の求めには可能な限り応じます。この場合、旅行代金を変更することがあります。(2) 天災地変、サービス提供の中止等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全確保のため内容を変更することがあります。

10. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、1人あたり11,000円（税込）の手数料および再発券等の実費を支払うことにより、旅行者を交替することができます。

11. お客様による旅行契約の解除

(1) 取消料を支払って解除する場合

解除のお申し出は当社の営業時間内を基準とします。

旅行契約解除の時期	取消料（お一人様につき）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前まで	無料（※注1）
20日前（日帰りは10日前）から8日前まで	旅行代金の20%
7日前から2日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の場合	旅行代金の40%
旅行開始当日の場合	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※注1：企画料金を明示した場合は、無料期間内であっても企画料金を申し受けます。 ※LCC利用等、仕入れ先が独自の返金不可条件を定めている場合、事前に明示した条件を優先します。

(2) 取消料を支払わずに解除する場合（旅行開始前）

契約内容に重要な変更（日程、目的地、運送機関の会社名、宿泊機関の名称等の変更）が行われたときや、代金が増額されたとき、天災等で安全な実施が不可能なときなどは、取消料なしで解除できます。

12. 当社による旅行契約の解除

代金が期日までに支払われないとき、または病気、迷惑行為、反社会的勢力への該当等があった場合、当社は契約を解除することがあります。開始後の解除の場合、未提供分から実費を差し引いて払い戻します。

13. 旅行代金の払戻し

開始前の解除は翌日から 7 日以内に、減額または開始後の解除は終了日の翌日から 30 日以内に払い戻します。

14. 旅程管理

当社は、お客様が予定のサービスを受けられるよう必要な措置を講じ、変更が必要な場合は代替サービスの手配等、変更を最小限にとどめるよう努力します。

15. 当社の責任および免責事項

(1) 当社または手配代行者が故意または過失により損害を与えた場合は賠償します(2 年以内に通知が必要)。(2) 天災地変、不慮の事故、食中毒、盗難、遅延、不通等、当社の管理できない事由による損害については責任を負いません。(3) 手荷物の損害は 1 名 15 万円を限度とします。ただし、現金、貴重品、薬品、消耗品等は対象外です。

16. 特別補償

お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により被った損害に対し、補償金または見舞金を支払います(死亡補償金 1,500 万円等)。

17. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したこと等によって行われた場合は、当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社は、下記の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

- ①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令
- ⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止
- ⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運航計画によらない運送サービスの提供
- ⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
[1] 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
[2] 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その旅行の目的地の変更		
[3] 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへ変更(変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま	1.0	2.0
[4] 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		
[5] 契約書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更		
[6] 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		

[7]契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更		
--	--	--

注 1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注 2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 3. [3]又は[4]に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 4. [4]に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5. [4]又は[6]若しくは[7]に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船または 1 泊につき 1 件として取り扱います。

18. 通信契約に関する特則

カード利用日は、支払いは契約成立日、払い戻しは当社が額を通知した日とします。決済不能時は契約を解除し違約料を申し受けます。

19. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、提供いただいた個人情報について、お客様との連絡、サービス手配、諸手続、および安全管理のために利用します。(2) 当社は、商品、サービス、キャンペーン、イベントのご案内、旅行参加後のアンケート、統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

20. その他事項

(1) 再実施の否定: 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。(2) 運送機関の遅延等への対応: 運送機関の遅延、不通、渋滞、スケジュール変更、経路変更など当社の関与できない事由により、旅行日程の変更・削除・短縮等が生じることがありますが、当社は[15]の賠償責任を負いません。ただし、当初の旅行内容を提供できるよう最善の努力をいたします。(3) 航空機の座席指定・マイルージ: 航空機の座席指定(通路側・窓側・隣席等)は、確約の記載がある場合を除き、航空会社の管理事項であり当社は責任を負いません。また、マイルージサービスに関する登録、確認等はおお客様ご自身で行っていただきます。航空会社の変更等でマイルが積算されなくなった場合も、当社は一切の責任を負いません。(4) 追加費用および実費の負担: 当社は次の場合、お客様に対し当該実費(交通費、通信費、宿泊費、チップ等)の負担を申し受けます。

- お客様が時間外に現地ガイド・係員らに案内等を依頼した場合。
- お客様の疾病、怪我等の発生に伴う諸経費。
- お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収・保管・配送に伴う諸費用。
- お客様のご都合による別行動、離団、復帰に伴う手配の実費。(5) 手荷物の免責詳細: [15]の規定にかかわらず、手荷物の破損において、通常生じうる摩耗、欠落(キャスト、ストラップ、取っ手、鍵の破損)、擦り傷、汚れ、または内容物の漏れ等による損害については、当社および運送機関は責任を負いません。(6) お買い物に関する免責: 土産物店等への案内を便宜上行うことがありますが、お買い物に際しては、お客様ご自身の責任で購入してください。当社は商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。トラブル防止のため、商品の確認、レシートの受取、免税手続き等はおお客様自身で確実に行ってください。(7) 旅行保険加入の強くお勧め: [16]の特別補償規定では、「疾病(病気)」による死亡・治療費用、救援者費用(ご家族が現地へ向かう費用)、賠償責任等は対象外です。これらをカバーするため、またクレジットカー

ド付帯保険の不足分を補うため、十分な補償内容の任意旅行保険（国内旅行傷害保険等）への加入を強くお勧めします。（8）旅行相談料金: 契約に至らなかった場合や解除された場合でも、所定の相談料金（国内30分毎2,200円等）を申し受けます。

旅行企画・実施

やんばるツーリスト（北部港運株式会社）

- 住所: 沖縄県国頭郡本部町字崎本部 5204
- 電話: 070-3801-4924
- 登録: 沖縄県知事登録旅行業第 2-467
- 国内旅行業務取扱管理者: 友寄 隆一郎